

令和4年度南部広域行政組合島尻教育研究所
適応指導教室「しののめ教室」入室要項

南部広域行政組合島尻教育研究所
適応指導教室「しののめ教室」

1 目的

適応指導教室「しののめ教室」は、原籍校の支援計画のもと、不登校児童生徒の状況に応じて、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談、適応指導を行うことにより、学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを目的とする。

2 支援の方針

- (1) 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行い、当該不登校児童生徒にとって安心できる場とする。
- (2) 個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、生徒及び保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の必要な措置を講じる。

3 入室対象者

- (1) 島尻地区内小中学校に在籍していること（糸満市、豊見城市を除く）
- (2) 心理的要因等によって登校できず、学校適応を促進するため、しののめ教室での指導が望ましいと判定された児童生徒

4 入室条件

- (1) 【 児童生徒 】 ■本人に「しののめ教室」に通室する意志があること。
- (2) 【 保護者 】 ■保護者に児童生徒を「しののめ教室」に通室させる意志があること。
■「しののめ教室」や関係機関の運営や学校復帰、社会自立に向けた取り組み等に連携・協力できること。
■保護者による「しののめ教室」への送迎と登下校の安全確保が可能であること。
- (3) 【 原籍校 】 ■原籍校の校長により「しののめ教室」における指導が望ましいとされた児童生徒であること。
■原籍校または所管する市町村教育委員会は、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、支援体制が機能していること。
- (4) 【 教育委員会 】 ■原籍校を所管する市町村教育委員会により「しののめ教室」における指導が望ましいとされた児童生徒であること。
- (5) 【 しののめ教室 】 ■入室申請に係る所定の手続きを踏まえていること。
■「しののめ教室入室判定会議」により、「しののめ教室」における指導が望ましいと判定された児童生徒であること。
■指導が望ましいと判定された児童生徒であること。

5 入室申請

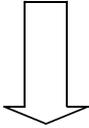
- (1) 【令和4年度申請受付】 令和4年度の新規入室申請の受付開始は5月20日（金）
※入室申請にかかる書類は、3月下旬に島尻教育研究所ホームページに掲載
- (2) 【 申請手続き 】 次の7の手続きを踏まえて島尻教育研究所長あてに申請する。
- (3) 【 申請書等提出先 】 〒 901-0401 八重瀬町字東風平965番地
南部広域行政組合島尻教育研究所
Tel 098-998-9561 Fax098-998-9420

6 見学・相談

(1) 見学、相談の時間は、原則として午後3時～午後5時とする。

7 入室手続き

入室に関する話合い・・・



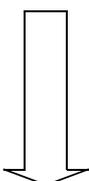
- 学校は「チェックリスト」を参考に、校内委員会等において、児童生徒の生活・学習環境として「しののめ教室」が最適か協議する。
- 校内委員会等における協議、「しののめ教室」の経営方針等を踏まえて、校長が施設見学を行うか、判断する

施設見学の申し込み・・・



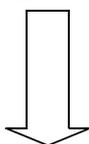
- 学校は保護者と協議のうえ、「しののめ教室」担当と調整し、施設見学を電話等で申し込む。

施設見学①・・・・・・・・・・



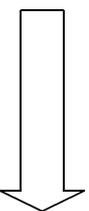
- 学校は保護者、「しののめ教室」担当と調整し、施設見学①（保護者・学校職員）を行う。
- 「しののめ教室」担当により、施設に関する説明を行う。
- 「しののめ教室」が児童生徒にとってふさわしい「居場所」となるか等の意見交換を行う。
- ※ 施設見学①は、児童生徒を伴わずに行う事が望ましい。

施設見学②・・・・・・・・・・



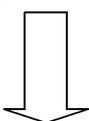
- 学校は、保護者「しののめ教室」担当と調整し、施設見学②（児童生徒を伴う）を行う。
- 入室に関する説明を行う（保護者・学校職員・児童生徒）。
- 「しののめ教室」が児童生徒にとってふさわしい「居場所」となるか等の意見交換を行う。

一時入室の申請・・・・・・・・



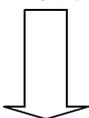
- 保護者は、一時入室願（様式1）を学校に提出する。
- 学校は、一時入室に係る書類（様式1、2、3）を教育委員会に提出する。
- 教育委員会は、一時入室に係る書類（様式1、2、3）を教育研究所に提出する。
- [流れ] 保護者（様式1）⇒学校（様式1、2、3）⇒教育委員会（様式1、2、3）⇒島尻教育研究所
- 島尻教育研究所は、実施要項に照らして一時入室の可否を判断し、教育委員会、学校、保護者に通知（様式4）する。

一時入室・・・・・・・・・・



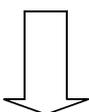
- 2週間～4週間程度の一時入室を実施する。
- 学校、保護者、しののめ教室は、一時入室中の児童生徒の状況に応じ、相談活動や学習指導、学校復帰に向けた支援等を行う。
- 一時入室は、児童生徒の状況をみて、学校、保護者、教育研究所の協議により、学期の終了をめぐりに期間を延長することができる。

入室継続に関する話合い



- 一時入室の期間終了にあたり、学校の校内委員会等において、「しののめ教室」への入室を継続するか協議する。
- 校内委員会等における協議、「しののめ教室」の経営方針などを踏まえて、校長が入室継続を申請するか判断する

入室継続の申請・・・・・・・・



- 学校は、児童生徒の登校復帰に向けた指導、支援の計画を立てる。
- 学校は、入室継続申請書（様式5）を教育委員会に提出する。
- 教育委員会は、入室継続申請書（様式5）を教育研究所に提出する。
- [流れ] 学校（様式5）⇒教育委員会（様式5）⇒教育研究所

入室継続判定・・・・・・・・



- 入室判定委員会において入室継続の可否について審査する。
- 教育研究所は、入室継続の可否を教育委員会、学校、保護者に通知する。
- [流れ] 教育研究所（様式4）⇒教育委員会・学校・保護者

入室継続・・・・・・・・・・

- 入室継続については、当該学年の修了時まで継続することができる。
- 更に次年度への継続を希望する場合は、次年度の第1回入室判定委員会に申請し、判定を受けることとする。